

会規約・会則

(名称及び事務所)

第 条 この会は、 会と称し、事務所は、国分寺市 丁目 番号に置く。

(目的)

第 条 この会は、 に関する活動(公益活動)を行い、 に寄与することを目的とする。

(活動)

第 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の 活動を実施する。

(1)

(2)

(会員)

第 条 この会の会員は、次の 種類とする。

(1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会費)

第 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1)正会員 円

(2)賛助会員 円

(退会)

第 条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

(1)会長・・・会を代表し、その活動を総理する。

(2)副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3)監査役・・・会の活動状況及び会計について監査を行う。

(総会)

第 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 条 この会の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(委任)

第 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。